

## 第 19 回定例委員会会議録

委員長 ) 日程第 1 開会宣言

委員長 ) 日程第 2 会議成立の宣言

委員長 ) 日程第 3 会議録署名委員の指名 (木村委員)

委員長 ) ここでお諮りいたします。

第 31 号議案「平成 26 年度芦屋市小・中学校管理職の人事異動に係る兵庫県教育委員会への内申について」は、その内容から秘密会で審議するのが適当と考えますが、御異議ございませんか。

また、併せて審議の順番ですが、関係者以外は退席することになりますので、一番最後に審議したいと思います、いかがでしょうか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

委員長 ) それでは、日程第 4 の審議に入ります。第 32 号議案「平成 26 年度芦屋の教育指針について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

読まれて何かお気づきの点はございませんか。大分変わりましたけれども、いかがでしょうか。

木村委員 ) 24 ページの下の 3 の情報モラルのところ、項が 2 つあるのですが、その下の項で、情報モラル教育ではということ書かれていますね。「セキュリティの知識・技術」はわかるの

ですが、「健康への意識」というのが入っていたので、これは、情報モラル教育で健康への意識というのはどういうことなのかと。少しわかりづらかったので教えていただけないでしょうか。

学校教育課主幹) これは、「やり過ぎると…」ということです。

木村委員) 余り長時間やると体や目によくないという、そういうことです。

学校教育部長) おっしゃるようにこれはわかりにくいですね。

木村委員) 健康への意識というのは、まさに健康上のストレスといったような話ですよ。わかりやすく何か一言入れたらいいのではないのでしょうか。

学校教育部長) これは確かにそうですね。

松本委員) 43ページのところで「こころ」というのが実践項目のところに幾つか出てきますけれども、ほかのところは漢字で出てきていますけど、ここは特に平仮名表記というのは何か意味があるのでしょうか。

学校教育課主幹) この項目は、県のほうがつくったもので、平仮名になっていまして、それでそろえる形にしています。

学校教育部長) この場合は、別にかぎ括弧をつけておきましょうか。そういう通知がありますので。

松本委員) そうですか。

木村委員) ちなみにその平仮名で表記の「こころ」と漢字表記の「心」とどういう使い分けというか、何か意味があるのでしょうか。43ページのところで「こころの通い合う教育を推進する」とあって、これは「こころ」が平仮名ですけど、40ページのほうで同じ「心の通う教育」という言葉が使われていま

すね。(3)豊かな人間性の涵養と倫理観の高揚を図るところの②のところ「心の通う教育」というのがあります。

「こころ」を平仮名にする場合、何か特別な思い入れがあるかどうか。そのあたり何かあるのでしょうか。県のほうが何か平仮名の「こころ」に特別な思いを入れているのであれば、こちらも特に区別をするのでなければ全部平仮名にしてもいいとは思いますが。

学校教育部長) 「心」という分につきましては、県のほうも漢字に全部修正していますので、漢字で統一します。

委員長) 23ページの教育の情報化の推進のところ、余り個別的な形のものばかりではなく、かかわり合いながら学ぶというか、そういうようなことをしないといけないと思います。こういう機器を使うときに、機器の中に個人が没頭してしまうというようなことではなく、それはあくまでもかかわり合って学ぶための道具として使うようにしないと、子どものトータルな発達の中できちんと位置づけておく必要があるのではないかといったことがとても気になるのです。皆が個の中に入ってしまい、個別学習のような形のものに入り込んでしまうということですね。それは教育においては多分本意ではないと思うのですね。そのあたりは少し気にはなっているところです。

松本委員) 49ページの施策のところ、「学校図書の電算化・ネットワーク」になっているのですが、これは「館」が抜けているのか、あえて「学校図書」にしてあるのか。下の②には「学校図書館の電算化を有効活用し」となっていますので。

学校教育部長) 教育振興基本計画の施策をそのままここに入れていきます。

そこには「学校図書の電算化・ネットワーク化を進めます」ということがあって、それで両方を含めて「学校図書館の電算化」というように基本計画のほうでは整理されております。

松本委員)　　そうですか。わかりました。

浅井委員)　　確認させていただきたいのですが、素案のほうの32ページに「生徒指導体制の充実を図る」という中の5番目が「児童虐待については各学校園において全教職員が」という項目でありましたが、こちらの特集のところへ移動してきたということになるのでしょうか。この3行、「児童虐待については各学校園において全教職員が子どもの日常的な状況を把握し、事象の早期発見に努めるとともに、こども課などの関係機関との連携を図り、児童虐待の防止に努める」というのは全部外れていきます。いじめ・不登校とは少し違うということで外れたのでしょうか。

学校教育部長)　　そうです。内容、実践目標との項目照らしをする中でそうしました。児童虐待については特に発見しやすいとか、早期発見・努力義務があって、通報しても構わないということになっています。そこをポイントにしようということで、逆にここを特集という形にしました。

浅井委員)　　はい、わかりました。

松本委員)　　51ページの5-3の「家庭に関わる教育の重要性の啓発」というのは、家庭教育ではなくて「家庭に関わる教育」というのは何か広い意味があるのでしょうか。そこでは、施策のところには親とあるのですが、これは保護者ではなくて親でよいのでしょうか。「家庭に関わる教育」というのは家庭教育とど

う違うのかなと思いました。何か少し含みがあるのかなとも思ったのですが。

学校教育部長) よろしかったらこの一枚物の教育指針の案の作成資料を見ただけですでしょうか。重点目標を大項目にしております、その5番です。学校園・家庭・地域が連携して子どもたちの育成を支えますということが大項目になっていまして、その右をごらんください。取り組みの方向性というのがありますが、その3です、「親学など家庭にかかわる教育の重要性の浸透を図ります」ということが取り組みの方向性になっておりまして、それを要旨的に変えたときに「家庭に関わる教育の重要性の啓発」ということに昨年度から引き続きそうしています。

松本委員) そうですか。

学校教育部長) はい。親学ということだけになると、「親に対する」となっていて、どうしても公民館講座とかそこだけの状況で捉えられたりするるので、やはり家庭ということで広く捉えるということの意味合いです。

松本委員) エイズというのは、何か特別に指導しないといけないというのが教育課程の中であるのでしょうか。

委員長) 性と書いてあるからエイズと出てきたのですか。

学校教育部長) それとあわせて人権課題の中で総務省がまとめた人権課題12項目の中にH I V、その患者に対するということが取り上げられていることから、学校教育においても保健指導の中にも入ってきています。そこから逆に言うと目立つような、特出しのようになった経過があります。

松本委員) はい、わかりました。

木村委員) これは、現状ではまだしていないのですよね。中学校ではエイズに対しての指導はするのでしょうか。

学校教育課長) 中学校でもあります。保健の教科書の中に載っております。

木村委員) もうやっているのですか。

先ほどの話ですが「親」より「保護者」のほうがいいですね。

学校教育部長) そうですね。

委員長) 「保護者」のほうがいいですね。

学校教育部長) 親学とあるのでそこから引っ張ってきたのですが、ここは「保護者」に変えておきます。

委員長) そうですね。

管理部長) たしか去年のこの論議の中で「親学」というのは特定のものにつながるのではやめようという話になりましたね。

木村委員) 極めて特定されるので問題があると思います。

松本委員) ですから公民館講座の名前も変わりました。

教育長) あれは木村委員からご指摘がありましたね。

木村委員) そうです。

委員長) 親学と言う場合は保護者も含めた広い意味で親学と言っているのだらうと思いますけれど。「親」と言うとはやはりかなり限定されてしまいますよね。

学校教育部長) ここは修正します。

松本委員) 54ページのスポーツ文化のところ、前回、スポーツ文化の定義の中にスポーツ文化というのが出てくるから、スポーツはとったほうがいいですねという話をしていたかと思いますが。

社会教育部長) そうですね、わかりました。

浅井委員) もう大きくは変えられないと思うので、これは聞いておいていただくだけでいいのですが、素案のほうは皆さんもお持ちではないかもしれないですけど、前は、16ページで道徳教育の項目の(2)のところでは心に響く道徳の時間の充実を図るとあって、これはやはりあえて「心に響く」となっているのです。その②は非常にそこを重点的に書いてあったのです。教師や子どもたちとともに考え、悩み、感動を共有するという姿勢に立ってというようなことが決定稿では外れてしまっています。ここは前のほうがよかったのではないかと考えています。実践項目の(2)の2番が、全部内容が変わっているのです。

学校教育部長) それについては復活させていただきます。

浅井委員) それは全然変わってしまっていて、こういう副読本を使うようにとしかなくなってはいないのです。

今からでは無理でしたら、また来年御検討ください。

学校教育部長) いや、まだ間に合います。

浅井委員) 間に合いますか。

学校教育部長) はい。

教育長) 気づいていただいたことは反映したいと思いますので。

学校教育部長) はい。

松本委員) 19ページの児童会・生徒会活動の充実を図るところの①ですけれども、「目標を明確にし」と書いてあるのは児童会・生徒会活動というのは目標を見失いがちなのでしょうか。どんなことも目標を明確にするべきものだと思いますが、取り立ててここに書いてあるというのは、児童会・生徒会活動というの

はそうなりがちだとかという意味を含めてここに書いているのでしょうか。学校でのいろいろな活動は、全部目標が明確になっていて行われていると思うのですが。

学校教育部長) このところは今おっしゃったとおりで、ややもすると活動だけに終わってしまうということになりがちなところもあるので、あえて、何のためにこの活動しているのかということを引きちんと入れるようにしました。

松本委員) わかりました。

78ページですが、東浜公園と西浜公園の庭球場というところは、2番1「号」というのがここだけはないのでしょうか。「号」がつかないところもあるのでしょうか。

社会教育部長) 確認しますが、センターではないので、住居表示がついていないのかもしれませんが。

管理部長) 住居表示をしていないからだと思います。

社会教育部長) 住居表示には号がつくのですが。

松本委員) わかりました。

学校教育部長) 相談機関のところについては1ページにまとめるようにして、校正段階で注意します。

松本委員) はい。

委員長) いかがですか。大体よろしいですか。

浅井委員) 大幅に変わったので、戸惑いましたけれどもわかりやすくしていただいていると思いました。

委員長) はい。よろしいですか。まだ何かほかにありますか。

松本委員) 「今年度の主な取り組みは市政方針を踏まえて継続審議項目を記載」と書いてあるのは、これはどこに新規とか継続とか

書いてありましたか。

学校教育課主幹) 言葉では書いていなくて、新規のものと、ずっと継続して  
というか、変わらないでということです。

松本委員) そういう意味ですか。わかりました。

学校教育部長) 具体的には11ページをごらんいただきまして、例えば今  
年度の主な取り組みで6項目白丸ございますが、この中で、い  
わゆる不易と流行の部分というようなところで、幼稚園教育は  
継続、学力向上も継続、タブレットが新規、道徳教育、継続、  
学校給食が新規、インクルーシブが入って特別支援も新規とい  
うように、不易と流行3対3といった形で入れています。

前回御指摘いただいたように、従来やっている分で、これは  
残していただいいでしょうというような部分と考えると、やは  
りそうだなということで継続してやるものと、それから今年、  
事業的に新しいものということで入れてございます。

委員長) よろしいですか。

松本委員) 学校はこんなに細かいことをいっばいして、すごく息苦し  
くなって大変だなと感じました。これが全部できたらすばらし  
いと思いますが、息苦しくならず、もっと楽しくなるような雰  
囲気を醸し出せないものかと、来年度に向けて考えてみたいと  
思いました。先生は大変だなと思って、何か息苦しい感じがし  
ます。

木村委員) でも、最終的にこれで評価されますよね。今はそういうこ  
とになっていますよね。

学校教育部長) はい。

委員長) そうは言っても、これを一つ一つ意識的にやるという話で

はなくて、かなり実践はされていることがあって、特に注意すべきこと、あるいは特に今年注意すべきものというようなところがあるという、そのためのものだと思います。自然な中で実践をしていただくということですよ。

浅井委員) 44ページですけれども、ここに「心やすらぐ教育環境を整備する」とあって、この1、2、3は、教職員は、学校園は、教育委員会は、とはっきり明記されていますね。そのように、それが全部、教職員、学校園に当てはまることとも言えず、この冊子のトータルで考えた場合に、大きく言えば芦屋の教育であったり、教育委員会の立場から言っていることであつたりと、とにかくその時々で学校園は、こうしましょうとか、こうしますということでもあつたりと、その主語というものがその時々で変わるとは思います。去年はそれがとてもわかりにくくて、ずっと入ってこなかったのですが、今回は、その辺がうまく整理されておりまして、読んだときに自然に受けとめられるようになっていると思いました。そこが一番難しいと思いますけれども、いろいろな立場でいろいろな部分について書かれている冊子については、その辺が大事なことだと思いました。とてもわかりやすく、受けとめやすくなったのではないかと思います。

委員長) ありがとうございます。

それでは少し手直しをしていただくということで、よろしくをお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、一応幾つか修正をしたと

いう上で、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第32号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員 長 )        それでは、日程第5の審議に入ります。報告第17号「平成26年度芦屋市立幼稚園学級編成について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理 課 長 )        〈議案資料に基づき概略説明〉

委員 長 )        説明が終わりました。質疑はございませんか。

                    去年は保育所を1つ増やしたのですね。

管理 課 長 )        認可保育所は増やしていています。

委員 長 )        足りないということですね。

管理 課 長 )        保育所が増えるとまた新たな保育需要が生まれてくるということの繰り返しになっているのだと思います。

木 村 委 員 )        今は預かり保育は4時半まででしたか。

管理 課 長 )        4時半までです。

木 村 委 員 )        去年も言いましたけど、そういう中途半端な時間では、就労している親御さんとしては、非常に利用しづらいという問題なんですよね。ただ、教育施設であるということで、余り長時間の保育はしないという方針だからというところがあって。その問題は顕在化してきていて、なかなか預かり保育が増えない。その状況はわかりますけれども、今後就労している家庭がどんどん増えてきて、保育所のほうが追いつかないと、認定こども園という議論が1つありますけれども、要はそういう状況でどうしていくのかということですね。過渡的にどうしていく

のかということもきちんと考えておかないといけないとは思いますがね。本来の趣旨には反するけれども、過渡的に、長時間預かり保育を延長するのかどうか。それは、ニーズがあって、少なくとも市長部局と教育委員会と両方合わせても対応できていなかったら、やはりそれは対応しないといけなくなると思いますので、そのあたりをきちんと議論していったほうがいいと思います。

委員 長 ) この預かり保育の時間はここで決められるのですか。

管理 課 長 ) はい。園の規則で決めています。ただ、委員おっしゃいましたように、今の文科省の学習指導要領の中では、幼稚園の預かり保育は正規の教育過程終了後に行う教育活動になるので一定、余り長時間にわたらない幼児の心身の状況に配慮してといったことがございまして、実際はやはり長時間にすることとはなかなか難しいですし、園の教員の勤務時間の問題もあるのですが、それで規則で4時半ということに、設定させていただいております。

木村委員もおっしゃいましたように、私立の幼稚園のほうにつきましては、厚労省でやっています「保育所の待機児童解消の加速化プラン」の中で、長時間の預かり保育をやる場合は、将来的に認定こども園の移行を進めるということを前提に、ということで補助が出ておりまして、私立幼稚園は一定そういう受け皿としての長時間保育をやっている実情がありますけれども、公立幼稚園においては、今はそこまでできていないというところが実情です。

木 村 委 員 ) 長時間の預かり保育を公立でやっているというのは、他の

市町村ではどうなのでしょう。

管理課長 ) 預かり保育自体もまだ阪神間では少ないです。

木村委員 ) 少ない。

管理課長 ) はい。宝塚とか三田ですとか、やっている市町村はありますけれども、時間はいずれも芦屋市と同じような4時半といったような時間です。

委員長 ) 幼稚園という枠の中で考えると、趣旨が変わってきますよね。その預かり保育の中では別にカリキュラムがどうのこうのという話ではないですよ。

管理課長 ) 教育活動としてねらいを決めてやるようにしています。

委員長 ) やはりちゃんとしているんですね。

管理部長 ) はい、一応カリキュラムがあります。

委員長 ) そうですか。

管理部長 ) 新制度の中で言いますと、親の就労によって1号認定とか2号認定とか、そういう区分けにされますので、本来就労が必要であるのであれば、幼稚園で受けるのではないというような整理をされますけれども、木村委員がおっしゃるように過渡的にそのニーズにどうこたえるのかということはあるかと思えます。その辺は子ども・子育ての計画の中でどう受け皿として対応していくのかということが論議されるというか、論議しなければならないとは思っています。

松本委員 ) この間、芦P協で意見を言われた人がおられたのですが、少し趣旨は違うのかもしれませんが、東灘とか西宮では公立幼稚園の入園で並んだり抽せんになったりするから、それを芦屋市でも受け入れられるようにしたら増えるのではないかという

ようなこと言われていたのですが、やはり公立幼稚園というのは税金を払っている人でないと入れないですね。

管理課長) 公立幼稚園はどこからも補助が出ませんので、全部、税金で、市の負担でやっております。今、公立幼稚園は、園児1人当たり60数万円の経費がかかっておりますので、やはり他市のかたを受け入れるというのがなかなか市民の理解が得にくい部分ではないかと思います。

木村委員) 東灘区とかはどうしてそんなに幼稚園が少ないのですか。もともと少ないからなのか、人気がないのか、そのあたりはどうなのですか。

管理部長) 公立でそれほど並んでいるというのは、あまり神戸でも聞きません。私立は確かに幼稚園によっては徹夜で並んでいるということも聞いたこともありますが。

管理課長) 公立の数はやはり少ないです。

松本委員) 少ないですね。

木村委員) 芦屋は多過ぎるという実情もあるのでしょうか。

松本委員) そうですね。今、1人当たりの経費は幾らとおっしゃいましたか。

管理課長) たしか64万円ぐらいにだったと思います。建設費とかそういう大きな建替え工事を除いた、経常経費のみです。

委員長) 保育所の場合は所得によって保育料は変わってきますが、公立の保育所だとどのぐらいの経費がかかっているものですか。これは教育委員会の管轄ではありませんが、1人当たりの補助のようなものについては。

管理部長) 公立幼稚園が9園で、たしか4億5,000万円ぐらいだ

ったと思います。それで、25年度で言いますと、812人ですから、そうすると、やはり60万円前後になると思います。保育所のほうは、定員が80から100人くらいの規模のところ、たしか1か所当たり1億円ぐらいの経費はかかっているはずだと思います。

管理課長) 保育所のほうが圧倒的にやはり経費はかかります。

委員長) そうでしょうね。

木村委員) 長時間ですからね。

管理部長) 長時間というのは福祉面というのもありますので。

木村委員) 120万円ぐらいですかね。

管理部長) はい。

木村委員) 倍ぐらいにはなるんですね。

社会教育部長) 年齢によっても違ってきます。

委員長) 低年齢の場合は保育士さんの配置が変わりますものね。

管理部長) そうですね。保育所はもちろん土曜日もありますし、年間通じてあります、給食もありますので、そのあたりも違います。

委員長) いかがですか。何かほかに御質疑ございませんか。

浅井委員) 浜風が4人増えて、それでクラスも増えるという形になっているのですよね。先々の見通しというのはどうなのでしょう。

管理課長) 今回は見込みよりも多く、34人という人数になったのですが、本来潮見小学校区になりますが、南芦屋浜の陽光町の一部で、浜風小学校にも調整区域で行けることになっているところに少し大きいマンションがあります。実は、今回、そこの方が6人浜風のほうに申し込みをされております。ただ、そのマンションの今のお子さんの状況も調べましたけれども、そこ

も分譲ですので、もうそれほど人が入れ替わるところではありませんので、やはり数年たったらそこにお子さんもいらっしやらなくなるということで、やはりこの浜風地域のお子さんの状況というのはほとんど変わらない、むしろ少しずつ緩やかに減少していくということには変わりはないと考えています。

管 理 部 長 )      ただ、減少の度合いが推計人口を出したときよりも多少緩やかになっていくのかなというぐらいです。審議会の中でも推計の人口を出したのが昨年2月1日現在のところからスタートして人口を推計しているのですが、そこから少し増えているのではないかというような委員さんの御意見もありまして、その辺も調べてみましたけれど、確かに各歳で少し増えているところがあるのですが、結局はゼロ歳から5歳までを各歳で見ますと各年齢児が30人台から50人台の間、各歳でやはりばらつきがあります。少ないところは本当に30人台で、多いところでも50人台ぐらいです。ゼロ歳から5歳で二百五、六十人ですから、平均しますと50人前後になるかと思います。

     これまでの傾向から言いまして、浜風幼稚園は大体半数ぐらいが幼稚園に来てもらっていますので、そうなりますと25人前後で、先ほどにもありました陽光町から来る何名かを合わせると、大体30人という状況はやはり変わらなのではないかと思います。

委 員 長 )      幼稚園に入園する人の比率で言うと、精道のほうはやはり基本的には子どもはいるということなのですね。

管 理 部 長 )      浜風地区の場合は、私立幼稚園に行っているお子さんがほとんどおられません。精道幼稚園区域は私立に行っらっしや

るお子さんが多いといいますか、それなりにいらっしゃるとい  
う点で違いがあるということと、精道幼稚園の区域については  
まだ今後住宅が建つ余地が浜風地区に比べるとあるのではない  
かという点で少し違いがあると思います。

委 員 長 ) そのあたりは見通しが違うと思いますね。

管 理 部 長 ) ただ、全体的な幼稚園の適正配置という中ではやはり全体的  
にどうなのかということを考えていかなければならないと思  
います。

委 員 長 ) この間も精道幼稚園の生活発表会見せていただきましたけ  
れど、やはり1クラスだけだと寂しいですね。先生も時間を何  
とかもたせるのに苦勞されているという感じを受けました。

では、この学級編制についてはもうよろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認すること  
に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第17号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委 員 長 ) ただ今から秘密会で審議いたしますので、教育委員及び管  
理部以外の方は退室願います。

〈審議非公開〉

〈第31号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委 員 長 ) 秘密会の審議は終了いたしましたので、これより公開いた  
します。

<審議公開>

委員長 ) 日程第6 閉会宣言